

CASA ポジションペーパー

6%削減を担保する 京都議定書目標達成計画 の見直しを！

2007年5月25日



Citizens' Alliance for Saving the Atmosphere and the Earth

NPO法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)

〒540-0026 大阪府中央区内本町2-1-19-470

TEL:06-6910-6301 FAX:06-6910-6302

E-mail: office@casa.bnet.jp

要旨

- ・ IPCC 第4次評価報告書は、地球温暖化が急速に進行していることを明らかにした。
- ・ 気温上昇幅を工業化以前（1850年頃）から2℃未満にすることを長期的な目標とし、日本の温室効果ガス排出量を、2050年には1990年比で半分よりはるかに下回るレベルにすることを政策的な削減目標とすべきである。
- ・ 京都議定書の第1約束期間の削減義務を確実に達成することは、重要な第一歩であり、そのための政策と措置及び中長期的な削減を見通した実効性のある政策を速やかに実施することが喫緊の課題である。
- ・ 現行の「京都議定書目標達成計画」では、日本の第1約束期間の6%削減を達成することは極めて困難であり、現在行われている「見直し」も6%削減を担保するものにはなっていない。
- ・ 日本の産業関連部門は「乾いた雑巾」ではなく、大きな削減可能性が残っており、自主行動計画を改革・強化することにより、大幅な削減が可能である。
- ・ 環境税（炭素税）、キャップアンドトレードの国内排出量取引、再生可能エネルギーの買取補償制度などの追加的対策を直ちに導入すべきである。
- ・ 市民参加のためには、省エネなどについての正確な分析と情報の提供が必要である。
- ・ CASAが日本における温室効果ガスの削減可能性について試算したところ、2010年段階で温室効果ガス排出量を90年比で11%程度減らすことが可能となっており、削減目標の達成は政策と措置次第で可能である。

加速する気候変動と長期目標

IPCC の第 4 次評価報告書は、世界平均気温の昇温、大気中の CO2 濃度の増加、世界の平均海面水位の上昇などがいずれも近年その勢いを増しているとし、気候変動が加速していることを明らかにした。また、過去 100 年間（1906～2005）に地上気温は 0.74 上昇し、このまま化石燃料重視の社会経済システムを続けると、21 世紀末には 4（2.4～6.4）の気温上昇が起これると予想している。また、「地球の自然環境（全大陸とほとんどの海洋）は、今まさに温暖化の影響を受けており、植物及び動物の約 20-30%は、全球温度の上昇が 1.5-2.5 を越えた場合、絶滅のリスクに直面する可能性が高い」と警告した。気温上昇を産業革命前から 2～2.4 に食い止めるためには、遅くとも 2015 年頃までに世界全体の温室効果ガスの排出量を減少に転じさせ、2050 年には少なくとも半減させる必要がある。本年 5 月にボンで開催された、先進国の更なる削減に関する特別作業グループ(AWG) が採択した COPMOP3 に向けた決定草案も、「大気中の温室効果ガス濃度を IPCC のシナリオの最も低いレベルに安定化するには、今世紀半ばには温室効果ガス排出を 2000 年比で半分よりはるかに下回るレベルにする必要」があるとしている。

昨年 10 月に英国政府が発表した「気候変動の経済学」も、今後数十年間の内の対策に失敗すれば、20 世紀前半に人類が経験した大戦や経済恐慌に匹敵するような社会・経済的な損害を被る危険があるとし、その損害は、世界の年間総生産(GDP)の 5-20%に相当する可能性があり、一方、危険なレベルに至らないレベルに安定化するためのコストは 1%程度としている。

気温上昇幅を工業化以前（1850 年頃）から 2 未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性がある。

IPCC 第 4 次評価報告書や「気候変動の経済学」の警告を真摯に受け止め、工業化以前からの気温上昇を 2 未満にすることを長期的な目標とし、日本の温室効果ガス排出量を 2050 年には 1990 年比で半分よりはるかに下回るレベルにすることを政策目標とすべきである。そして、それに向けて京都議定書の第 1 約束期間の削減義務を確実に達成できる政策と措置及び中長期的な削減を見通した実効性のある政策を速やかに立案、実行することが喫緊の課題となっている。

6%削減を担保する「京都議定書目標達成計画」の見直しを

これまで日本政府は、「地球温暖化対策推進大綱」(1998年)、改正「地球温暖化対策推進大綱」(2002年)と対策を進めてきたが、温室効果ガスの排出量は削減どころか増え続け、2005年には90年比で8.1%も増加している。

これまでの政策の延長に過ぎない現行の

「京都議定書目標達成計画」では、日本の第1約束期間の6%削減を達成することは極めて困難であり、現在行われている「見直し」も、これまでの議論をみる限り、6%削減を担保するものになる可能性は極めて薄いと云わざるを得ない。

現行の達成計画には、以下のような問題

点がある。

対策の羅列で、ほとんどの対策に実効性を担保する政策や措置がない。吸収源の3.9%は明らかに過大な見込みとなっている。

エネルギー転換部門や産業部門の削減は、日本経団連の「環境自主行動計画」に丸投げで、その実効性を担保する政策や措置がない。

原子力設備利用率を87-88%にあげることを前提としているが、こうした利用率は過去に実績がないうえ、度重なる事故や隠蔽事件などで、2002年以降の稼働率は60-70%程度に過ない。

このままでは、京都メカニズムで膨大なクレジットを税金で購入することにより数字合わせするようになることは火を見るより明らかである。

目標達成計画を6%削減を担保するものとするには、日本経団連の環境自主行動計画の改革・強化を直ちに実施するとともに、エネルギー税制のグリーン化と環境税（炭素税）の導入、キャップアンドトレードの国内排出量取引の導入、再生可能エネルギーの普及策などの追加的な対策が導入される必要がある。

なによりも、工業化以前からの気温上昇を2未満にすることを長期目標として確認し、日本の温室効果ガス排出量を2050年には1990年比で半分よりはるかに下回るレベルにすることを政策的な削減目標とすべきである。こうした長期目標とこれを導く削減目標が設定されていないことが、一時しのぎ的な見直しに走る要因となっていることを指摘せざるを得ない。

表 達成計画の6%削減の内訳

施策	内容	2010年度目標		2002年度実績	
		大綱	達成計画		
国内での排出削減	エネルギー起源CO ₂ の排出抑制	±0.0%	+0.6%	+10.2%	
	(注) 基準年比の部門毎の増減割合を示す	産業	7.0%	8.6%	1.7%
		運輸	+17.0%	+15.1%	+33.0%
		民生(業務・家庭)	2.0%	+10.7%	+20.4%
		エネルギー転換	-	16.1%	0.3%
	非エネルギー起源3ガスの排出抑制	0.5%	1.2%	0.9%	
	非エネルギー起源CO ₂	-	0.3%	0.1%	
	メタン	-	0.4%	0.4%	
	N ₂ O	-	0.5%	0.4%	
	「革新的技術開発」と「国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進」によるCO ₂ 排出削減	2.0%	-	-	
	代替フロン	+2.0%	+0.1%	1.7%	
	HFC	-	+1.1%	0.6%	
	PFC	-	0.3%	0.2%	
	SF ₆	-	0.7%	0.9%	
森林吸収	議定書3条4項の拡大解釈による吸収量の確保	3.9%	3.9%	-	
海外からの排出枠の調達	排出量取引などの京都メカニズムの利用	1.6%	1.6%	-	
合計		6.0%	6.0%	+7.6%	

環境自主行動計画の改革・強化を

日本の二酸化炭素の排出量は、エネルギー転換、産業、工業プロセス部門と運輸部門のトラックや商用自家用車、民生業務部門などの産業関連部門が約 8 割を占めている。欧米に比して、産業関連部門の排出量の割合が極めて大きいことが特徴であり、このことは産業関連部門における削減が決定的に重要であることを示している。

経済産業省や産業界は、日本のエネルギー効率は世界のトップレベルで、日本の産業部門は「乾いた雑巾」で削減の余地は少なく、削減にはコストがかかると主張する。また、この間の産業部門の排出量は横ばいであり、これは産業界が努力している結果であるとも主張する。しかし、エネルギー効率は日本の高い物価を補正した購買力平価ではすでに EU などと同一水準となって来ており、90 年以降の産業部門のエネルギー効率は停滞ないしむしろ悪化傾向にある。自主行動計画のフォローアップでも電力や鉄鋼などの多排出源で計画を達成できていないことが明らかになっている。とりわけ、電力部門や産業部門で、温暖化対策に逆行する石炭の利用が増加し、全体の排出量を押し上げている。

CASA は、日本の産業関連部門は「乾いた雑巾」などではなく、産業部門にはまだまだ大きな削減可能性が残っており、自主行動計画を以下のように改革・強化すること

により、大幅な削減が可能と考える。

- (1) 自主行動計画ではなく、ドイツ、イギリスなどの EU 諸国のように、政府との協定とすること。
- (2) 自主行動計画全体の目標を引き上げるとともに、全ての業界に対して、エネルギー消費量と CO2 排出総量についての数値目標を義務づけ、原単位目標などを補完的な目標として併用すること。その際、原単位目標ではトップランナー方式を採用すべきである。
- (3) 削減目標と削減対策、その実施状況についての情報公開をすること。
- (4) 第三者機関によるモニタリングの義務づけと、その結果の公開。
- (5) 目標不達成の場合の、削減計画策定の義務づけと、直接規制の受け入れなどのペナルティ。

また、地球温暖化対策として原子力発電を推進するかどうかは、少なくとも安全性、放射性廃棄物問題、経済性、エネルギー安全保障、破壊活動の危険性などについての情報を公開したうえで、国民的議論を経ることが必要である。いったん事故を起こすと大きな環境負荷を生じる原子力発電を、安易に温暖化対策として推進することは許されない。

追加的な対策の導入

現在実施されている見直し作業では、国内排出量取引制度や環境税導入については「検討事項」とされている。しかし、排出量取引や環境税（炭素税）は、EU などでは

すでに実施されており、検討課題などではなく実践の課題である。キャップアンドトレードの国内排出量取引制度を直ちに導入するとともに、電源特別会計や道路特定財

源の廃止を含めたエネルギー税制全体のグリーン化と環境税（炭素税）の導入を実施すべきである。

また、ドイツなどのEU諸国は再生可能エネルギーの買取補償制度の導入により、市民投資による再生可能エネルギーの普及が急速に進んでいる。一方、日本の風力発電設備容量は年々順位を下げついにベストテンから脱落した。世界一であった太陽光発電設備容量もドイツに追い越された。R P

S制度が導入されて3年を経過したが、再生可能エネルギーの普及率は、法施行後かえって鈍化してしまっている。EU諸国の経験は、制度次第で再生可能エネルギーは急速に進むことを示している。現に、北海道電力管内で風力発電の応募を募ったところ、応募枠の数十倍の応募があったとされる。再生可能エネルギー普及のポテンシャルはあり、制度次第で急速な普及が可能なのである。

表 固定価格買取制度とRPSの特徴の違い

	固定価格買取制度	RPS制度
価格	一定：政府が決める。	不定：市場によって決まる。
普及量	不定：市場によって決まる。	一定：政府が決める。
自然エネルギー事業者	価格、量リスクがないため、事業計画が立てやすい。	価格、量リスクがあり、事業計画が立てにくい。
電力会社	価格、量、電源すべてに選択権なし。	価格リスクがある。買取量は一定。買取電源も自由に選択可。

徹底した情報開示こそ市民参加の前提

温室効果ガスの削減には、工場・事業所ごとの排出量やその推移、対策の内容や進捗状況が基本的に公開される必要がある。

排出量が増加している民生家庭部門、運輸部門の自家用車からの排出削減も重要な課題であるが、省エネ効率などについてのわかりやすく的確な情報が、市民の省エネ行動には不可欠である。

例えば、最近急速に増加しているオール電化住宅も、その半数近くが著しくエネルギー効率の悪い電気温水器を導入している実態がある。また、高効率給湯器と言われているエコキュートなども家庭状況やその使い方によっては必ずしも省エネにならな

いことが、CASAの実例調査で明らかになった。（「環境面からみたオール電化問題に関する提言（中間報告）」

http://www.bnet.jp/casa/teigen/paper/061107all_denka_chukan.pdf）。電気冷蔵庫についても、付加機能による電力消費が評価されていなかったため、実際には表示より3-4倍もの電力を消費していたことも記憶に新しい。

CASAの検討では、民生家庭部門では高効率の家電製品への買い換えが、住宅の断熱化に次いで削減効果があるとの試算になっており、そのためには、省エネラベルなど

で、消費者に対する省エネ製品について正確な情報の提供が必要である。

政策と措置次第で削減は可能

2000年にCASAが日本における温室効果ガスの削減可能性について、以下の条件で試算したところ、2010年段階でCO₂排出量を90年比で9%程度減らすことが可能との結論になった。

技術的に可能な省エネ技術を、2010年までにすべての分野で達成。

省エネ行動やライフスタイルの変革を支援・促進する政策や措置の実施。政府の「公共投資基本計画」(2007年までに630兆円)を抜本的に見直し、公共土木事業を縮減。

太陽光発電の導入規模を現在の政府目標よりも約2倍に拡大。風力発電も約10倍に拡大。

発電時には二酸化炭素の排出量が少ない自然エネルギーやLNG火力発電から優先的に使用。

原発は、現在建設中のものも含め増設を中止し、稼動開始後30年ないしは40年経過した原発は逐次廃止。

さらに、代替フロン(HFC)などは、すみやかに代替可能な自然物質に移行し、代替品が特定できていないパーフルオロカーボン(PFC)と六フッ化硫黄(SF₆)は、工場内で厳重管理を実施すれば、今ある技術で2010年までに3ガス排出量を1995年の3分の1(日本の温室効果ガス排出量全体の2%減に相当)にまで削減可能との結論を得た。

すでにこの試算から6年が無為に経過し、現状でこうした試算がそのまま当てはまるわけではない。しかしCASAだけでなく、いくつかのNGOが各分野の代替案を公表しており、そうした代替案も含めて、広く国民的な議論をすることが何よりも求められている。